印かん

で住民税課税所得が健康保険証、印かん

1人

274万円未満

628万7千円未満|653万6千円未満|674万9千円未満| 21万3千円加算

83.2976

過国保医療課医療係

給付します)

360万4千円以下 398万4千円以下 436万4千円以下

1カ月1医療機関、 入院・外来(医科・

各200円

原則なし

2割または3割

いる場合は3割

0人

236万円未満

※上記の額は、令和元年(平成31年)中の所得から本人控除(障害者控除)や社会保険料控除を差し引いた額です。

※世帯内に65歳以上

145万円以上の人が

歯科)

手続きに必要なもの

健康保険証、印かん

戸籍謄本、健康保険証

障害者手帳または療育

手帳、健康保険証、印

後期高齢者医療被保険

証、障害者手帳または

療育手帳、印かん

国保特集

所得制队

なし

あり

(所得制限額参照)

本人、配偶者、同

養義務者全員が所

得税非課税

2人

312万円未満

世帯員および扶

以降1人につき

38万円加算

38万円加算

に領収書を添付し、

医療費支給申請書

負担金の一 者を対象に、

部を助成する5

医療費の自己

市内在住の健康保険加入

福 祉 医療制 度 の お 知らせ

費 の自 一負担金を助成

申請してください まだ手続きをして 国保医療課で

> 診療を受けた場合、 れます。なお、

種類の福祉医療制度を実施 しています。 各医療制度の内容に該当 いない人は、まだ

70歳未満の自己負担限度額(月額)

重度心身障がい老人健康管理事配偶者および

令和2年(2020年)12月

子育て支援医療

ひとり親家庭医療

障がい者医療

老人医療

ひとり親家庭医療

障がい者医療・

健康管理事業

中学3年生までの子ども

ひとり親家庭の母または父

と18歳以下の子ども、遺児

身体障害者手帳1~3級ま

たは療育手帳を持つ75歳未

身体障害者手帳1~3級ま

扶養人数

本人および同

居の扶養義務

扶養義務者

本人

たは療育手帳を持つ人

満65歳~69歳の人

満の人

重度心身障がい老|後期高齢者医療被保険者で

福祉医

療制

度

所得

区

業

		自己負担限度額			
	区分	3回目まで	4 回目以降		
上位 所得者 (※1)	基礎控除後の総所得(※2) 901万円超	252,600円+ (医療費の総額- 842,000円)×1%	140,100円		
	基礎控除後の総所得 600万円超~901万円以下	167,400円+ (医療費の総額- 558,000円)×1%	93,000円		
一般	基礎控除後の総所得 210万円超~600万円以下	80・100円+ (医療費の総額- 267・000円)×1%	44,400円		
	基礎控除後の総所得 210万円以下	57,600円			
住民税非課税世帯(※4)		35,400円	24,600円		

- ※1所得の申告をしていない人も、上位所得者とみなされますので、必ず申告してく ださい。
- ※2基礎控除後の総所得とは、国保被保険者それぞれの前年の所得から33万円(基礎 控除)を引いた額を全て合算した額。
- ※3過去12カ月間に4回以上高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度
- ※4同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

			自己負担限度新			
	E		外 個人单		外来 人院 世帯単位	
住民税 課税世帯	所得者並	現役並みⅢ(課税所得 690万円以上)	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1%			140,100円
	(X)	現役並み II (課税所得 380万円以上)	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1%			93,000円
		現役並み I (課税所得 145万円以上)	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%			44,400円
	一般(※2)		18,000円 (年間上限14	4,000円)	57,600円	44,400円
住民税非			8,000円		24,600円	
課稅世帯					15,000円	

- ※1同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がい る人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円 未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、平成27 年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以 上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合も「一 般」となります。
- ※2現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人
- ※3同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人 (低所得] 以外の人)
- ※4同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が 必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに 0円となる人
- ※5過去12カ月間に4回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度

口で通常の自己負担額の支請の手続きが必要です(窓 別途申 支払っ 国保医

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費(※1)の自 己負担額が高額になったとき、 基準に該当する場合は、限度額 を超えた分が申請により、高額 療養費として支給されます。

で総医療費を超えない額を

度の自己負担分を除いた額 た自己負担額のうち、 療課に申請すると、

申請は保険証、領収書、印か ん、口座番号、個人番号(マイ ナンバー)がわかるもの(※2) が必要です。

※①ひと月の医療費とは

1日から月末までの月単位 で、保険適用になった自己負 担額のことをいいます。

※②個人番号(マイナンバー) がわかるもの

個人番号カード、または個 人番号通知カードと本人確認 書類(運転免許証等)をご提 示ください。代理人は、委任 状と代理人の本人確認書類が 必要です。

令和2年分の確定申告で医療 費控除を受けられる場合は「医 療費等の明細書」を作成すれば 領収書の提出は不要となります が、必ず領収書を手元に保管し ておいてください。

※70歳未満と70歳以上の人で は、限度額が異なります。詳し くは次の

、

および表をご覧 ください。

■70歳未満の人の場合

すれば窓口で助成が受けら けた場合、受給者証を提示

京都府外で

を交付された人は、

福祉医療制度の受給者証

医療費の給付

内の医療機関等で診療を受

同じ医療機関で支払った医療 費が対象です。異なる医療機関 の分は、それぞれが2万1千円 以上であれば合算対象となりま す。また、同じ医療機関でも医 科と歯科、入院と外来は別々に 計算します。

なお、入院や外来でひと月の 自己負担額が高額になる場合 は、事前に「限度額適用認定証」 の交付を国保医療課で受けてお くと、医療機関での自己負担は 限度額までとなります。

70歳以上

75歳未満の人の場合

病院・診療所、歯科の区別な く合算できます。外来(個人単 位) と入院・外来(世帯単位) で限度額が異なります。

なお、入院や外来でひと月の 自己負担限度額が高額になる場 合は、事前に「限度額適用・標 準負担額減額認定証(低所得 I ■に該当する人)」または「限 度額適用認定証(現役並み [・ Ⅱに該当する人)」の交付を国 保医療課で受けておくと、医療 機関での自己負担は限度額まで となります。

圖国保医療課国保係(☎983-2962)